

第 116 号議案から  
第 117 号議案まで 令和 4 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算

令和 4 年 9 月  
第 19 回 **福岡県議会定例会議案** その1



# 目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
116	令和4年度福岡県一般会計補正予算（第3号）……………	1
117	令和4年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第1号）……………	9



# 一 般 会 計



## 第 116 号議案

### 令和 4 年度福岡県一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度福岡県の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,080,512 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,246,433,176 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

令和 4 年 9 月 9 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		4,701,143	565,415	5,266,558
	1 分担金	71,513	22,629	94,142
	2 負担金	4,629,630	542,786	5,172,416
9 国庫支出金		301,798,870	73,487,543	375,286,413
	1 国庫負担金	96,694,760	1,961,720	98,656,480
	2 国庫補助金	199,215,181	71,525,823	270,741,004
12 繰入金		36,593,997	807,528	37,401,525
	2 基金繰入金	32,727,869	807,528	33,535,397
13 繰越金		494,464	2,143,848	2,638,312
	1 繰越金	494,464	2,143,848	2,638,312
14 諸収入		330,287,387	1,367,878	331,655,265
	4 受託事業収入	1,844,999	85,750	1,930,749



	7 雑 入	7,669,114	1,282,128	8,951,242
15 県 債		170,798,600	1,708,300	172,506,900
	1 県 債	170,798,600	1,708,300	172,506,900
<b>歳 入 合 計</b>		<b>2,166,352,664</b>	<b>80,080,512</b>	<b>2,246,433,176</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		58,660,818	754,456	59,415,274
	2 企 画 費	11,535,850	754,456	12,290,306
3 保 健 費		319,403,610	69,380,448	388,784,058
	2 健 康 対 策 費	10,489,065	33,960	10,523,025
	3 生 活 衛 生 費	85,214,019	68,541,971	153,755,990
	4 医 薬 費	15,032,918	10,842	15,043,760
	5 医 療 介 護 費	190,010,675	793,675	190,804,350
4 環 境 費		3,464,750	49,777	3,514,527

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 環境費	3,464,750	49,777	3,514,527
5 生活労働費		178,914,416	384,203	179,298,619
	1 県民生活費	9,523,173	210,651	9,733,824
	3 児童家庭費	61,362,890	22,127	61,385,017
	7 労働企画費	1,832,668	38,200	1,870,868
	8 職業訓練費	4,059,709	113,225	4,172,934
6 農林水産業費		61,064,157	2,952,085	64,016,242
	1 農林水産業企画費	9,422,353	2,430,910	11,853,263
	2 農業費	13,991,815	△ 2,232,700	11,759,115
	3 畜産業費	1,866,890	1,421,190	3,288,080
	4 農地費	14,407,394	1,332,685	15,740,079
7 商工費		338,936,029	816,416	339,752,445
	1 商業費	329,083,082	362,997	329,446,079
	2 工鉦業費	7,589,355	430,609	8,019,964

	3 観 光 費	2,263,592	22,810	2,286,402
8 県 土 整 備 費		134,645,244	5,743,127	140,388,371
	2 道 路 橋 り よ う 費	59,441,665	1,177,013	60,618,678
	3 河 川 海 岸 費	37,410,925	67,725	37,478,650
	4 港 湾 費	3,687,683	1,676,338	5,364,021
	5 都 市 計 画 費	16,016,181	2,822,051	18,838,232
<b>歳 出 合 計</b>		<b>2,166,352,664</b>	<b>80,080,512</b>	<b>2,246,433,176</b>

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地事業費	4,506,600	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和4年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和5年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	4,945,600	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和4年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和5年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
砂防事業費	3,247,200				3,279,200			
港湾事業費	942,800				1,878,600			
都市計画事業費	3,955,100				5,426,500			
道路事業費	32,211,400				31,041,500			
<b>計</b>	<b>170,798,600</b>			<b>172,506,900</b>				

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	5 林業費	県代行林道開設費	154,542
8 県土整備費	2 道路橋りょう費	道路交通安全施設整備費	141,100
		道路改良費	860,000
		道路改築費	220,000
		橋りょう補修費	90,000
		橋りょう架換費	60,000
	3 河川海岸費	広域河川改修費	515,000
		河川災害復旧等関連緊急事業費	500,000
		河川総合流域防災事業費	102,000
		浸水対策重点地域緊急事業費	750,000
		河川改修費	130,000
		通常砂防事業費	54,000
	地すべり対策事業費	41,500	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		急傾斜地崩壊対策事業費	330,000
		砂防総合流域防災事業費	54,000
		砂防事業費	33,810
		海岸高潮対策事業費	287,000
	5 都市計画費	街路事業費	135,000
		都市公園施設費	300,000

# 特 別 会 計





第 117 号議案

令和 4 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和 4 年 9 月 9 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 県営埠頭施設 整備運営事業費	1 県営埠頭施設 整備運営事業費	苅田港新松山地区都市再開発用地造成 事業費	384,000

